

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	4	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
	I	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局援護課
	関係部局・課	社会・援護局援護企画課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと (実績目標を達成するための手段の概要)				
	<p>① 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属等であった戦傷病者等及び戦争公務等で死亡した軍人軍属等の遺族に対して援護年金（障害年金、遺族年金等）を支給している。</p> <p>また、戦没者等の妻、戦傷病者等の妻、及び戦没者の父母等に対して特別給付金を、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を、それぞれ個別法に基づき支給している。</p> <p>② 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者に対して療養の給付等の援護を行っている。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族等年金 52,051百万円 ・戦傷病者特別援護費 1,197百万円 <p>(評価指標の考え方)</p> <p>援護年金の額、援護年金受給者数及び戦傷病者手帳の交付人数は、援護の措置の水準、対象者数を示す指標である。また、各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間満了から1年以内に処理した割合は、援護の措置が迅速に行われているかどうかを示す指標である。</p>				
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
援護年金(公務死の遺族年金)の額(円)	1,956,200	1,962,500	1,962,500	1,962,500	1,962,500
(備考)	評価指標は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による。				
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
援護年金受給者数(人)	37,673	34,331	31,313	28,590	26,035
(備考)					

評価指標は、厚生労働省社会・援護局援護課審査室調べ。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
戦傷病者手帳の交付人数 (人)	66,912	61,750	56,610	51,692	—
(備 考) 評価指標は、「福祉行政報告例 (社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)による。平成17年度の数值は、集計中。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間満了から1年以内に処理した割合	—	99.9% 注1	—	—	99.6% 注2
(備 考) 評価指標は、厚生労働省社会・援護局援護課調べ。 注1：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(請求期間が平成11年4月1日から平成14年3月31日までの第7回特別弔慰金)に係る数值である。 注2：戦傷病者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成13年10月1日から平成16年9月30日までの第20回特別給付金)に係る数值である。					
実績目標2	戦没者遺族の援護施策の一環として、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること				
(実績目標を達成するための手段の概要) 昭和館(東京都千代田区)において、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝えるために必要な実物資料、図書資料(戦争に関する基本的図書を含む)及び音響・映像資料を収集するとともに、これらの資料を入場者の閲覧・情報検索に供する事業を実施している。 また、常設展示及び特別企画展により、戦中・戦後の生活上の労苦を伝える資料展示事業を実施している。 さらに、これらの昭和館の事業内容を新聞広告等により広報している。 ○関連する経費(平成17年度予算額) ・昭和館運営事業 574百万円					
(評価指標の考え方) 昭和館の年間入場者数は、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦をどの程度広く国民に伝えることができたかを示す指標である。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
昭和館の年間入場者数 (人)	221,084	255,460	257,422	257,459	283,386
(備 考) 評価指標は、昭和館調べ。なお、昭和館は、平成11年3月27日に開館したものである。					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析	戦後60年が経過し、
------	------------

- ① 対象者は減少しているものの、高齢化した戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、引き続き着実な援護の実施が求められており、
- ② また、往時の国民の体験が風化しつつあり、戦没者遺族の経験した生活上の労苦を確実に後世代に伝えることが求められている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価	
援護年金を受給者に対して迅速かつ適切に支給し、戦傷病者等に対して療養の給付等各種援護を適切に実施したほか、昭和館の年間入場者数も増加しており、高齢化した戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を着実に実施することができた。	
政策手段の効率性の評価	
各種特別給付金及び特別弔慰金の事務処理については、平成17年度よりシステムのオンライン化等により事務処理の効率化、迅速化を図っている。また、各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間満了から1年以内に裁定処理した割合もほぼ100%に達しており、迅速に処理したと考えている。	
総合的な評価	
戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。	
評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく厚生労働大臣の処分に対する行政不服審査の決定に際し意見を述べる等の役割がある援護審査会については、医師、弁護士等の学識経験者を委員に任命している。
昭和館については、国立施設として中立・公正な運営を確保する必要があることから、厚生労働省と運営委託先である（財）日本遺族会のそれぞれにおいて有識者からなる委員会を設け、学識経験者の意見を聴取している。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
③総務省による行政評価・監視等の状況
「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知」（平成18年4月25日総務大臣通知）において、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証に、顔写真等の情報を記載するよう指摘があり、次回改選時から措置を行う。
④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
平成3年の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正の際の附帯決議で、国民の生活の向上等に見合って援護の水準を引き上げるよう努めることとされており、平

成 17 年度においては、援護法による援護年金の額は恩給の額に準じて据え置いた
ところである。

⑤会計検査院による指摘
なし。